

基本事件：令和5年（ワ）第〇〇〇〇号 損害賠償請求事件¹
申立人（基本事件原告） 代替氏名A
相手方（基本事件被告） 長野 太郎

収入
印紙
500円

秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書

令和5年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事部 御中

申立人（基本事件原告） 代替氏名A

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民訴法133条の2第2項に基づき、閲覧等制限の申立てをする。

申立ての趣旨

本件記録中の別紙秘匿事項記載部分目録記載の部分について、閲覧若しくは謄写、正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製の請求をすることができる者を申立人に限るとの決定を求める。

申立ての理由

〇〇地方裁判所は、令和〇年〇月〇日付けで、申立人の住所及び氏名につき、秘匿決定をした（令和〇年（モ）第〇〇〇〇号 秘匿決定申立事件）。²

申立ての趣旨記載の部分には、申立人の住所及び氏名並びに申立人の住所を推

¹ 訴状と同時に提出する場合には事件番号の記入不要

² 秘匿決定の申立てと同時に申し立てる場合には、「申立人は、〇〇地方裁判所に対し、令和〇年〇月〇日付けで、申立人の住所及び氏名につき、秘匿決定を申し立てた。」というように、秘匿決定の申立てがある旨を記載する。

知することができる事項が記載されている。【推知事項の内容及びそれが推知事項である理由を具体的に記載】【例】申立人の通院先の病院は、住所地から近接した場所に所在しており、病院名が明らかになることで、申立人の住所を推知することができるといえる。

よって、申立人は、民訴法133条の2第2項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の制限をされたく、本申立てをする。

(別紙)

秘匿事項記載部分目録³

(マスクングした書面を添付して特定する方法)

甲第○号証のうち、別添のマスクング部分のとおり

※ 秘匿事項記載部分をマスクングした書面を添付する。

³ 文字で対象文書を特定する場合には、目録には次のとおり記載することが考えられる。

「1 甲第○号証の記載 1

2 甲第○号証（令和○年○月○日付け原告陳述書）の○ページ○行目の「また、」の次から同○ページ○行目の「しかし、」の前まで」